

# 一般社団法人四大学未来共創連合定款

## 第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人四大学未来共創連合と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都目黒区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国立大学法人お茶の水女子大学、国立大学法人東京外国語大学、国立大学法人東京科学大学、国立大学法人一橋大学の四大学による大学等連携推進業務を行うことにより、東京を拠点とする四大学の緊密な連携の推進に基づく、深い専門性と広い視野を兼ね備えた人材の育成及び学際・複合領域の研究推進並びにこれらの成果の社会発信・社会実装を実現することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人材育成に関すること
- (2) 研究・イノベーション創出に関すること
- (3) 教育研究成果等の社会発信・社会実装に関すること
- (4) 共同教育プログラムの実施に関すること
- (5) 共同研究等の実施に関すること
- (6) 学生及び教職員の交流に関すること
- (7) その他目的を達成するために必要なこと

## 第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の目的に賛同する以下の法人であって、次条の規定により、この法人の社員となった者をもって構成する。

- (1) 大学を設置する法人
- (2) 大学を設置する法人以外の法人

(社員資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 社員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会の決議を経て別に定める会費を支払わなければならない。

2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退社)

第8条 社員は、理由を付して別に定める退社届を代表理事に提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当する場合は、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が解散し、又は社員となる資格を喪失したとき。

## 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任又は解任
- (3) 役員報酬等の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度1回、前事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 代表理事は、前項の規定による請求があった場合は、その日から6週間以内に臨時社員総会を開かなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、これを保存する。

## 第5章 役員

(役員)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。又、代表以外の理事のうち1名を副代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 役員は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねることができない。

4 役員を選任するに当たって、各役員について、その役員、その配偶者及び3親等内の親族その他各役員と特殊の関係がある者が役員総数の3分の1を超えてはならない。

(役員職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときはその業務を代行する。

4 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第24条 役員は、無報酬とする。ただし、費用の弁償を受けることができる。  
費用の弁償に関し必要な事項は、理事会の決議によりこれを定める。

(役員責任免除)

第25条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律  
第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、  
理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額  
を控除した額を限度として、免除することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び副代表理事の選定並びに解職

(招集)

第28条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、副代表理事  
が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、副代表理事  
が議長となる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く  
理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項につい  
て提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加  
わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の  
意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったもの  
とみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、これを保存する。

2 出席した代表理事及び出席した監事全員は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事が当該理事会に出席していない場合は、当該理事会に出席した理事及び監事が記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、事業報告、貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会に提出し、事業報告についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置かなければならない。

(剰余金)

第34条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人の類似の事業を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 委員会等

(委員会等)

第39条 この法人に、事業の円滑な実施を図るため、委員会等を設けることができる。

2 委員会等の設置及び運営に関する基本的な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 事務局

(事務局及び職員)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の組織、運営その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、法令に定めるところにより、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第12章 雑則

第42条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

(最初の事業年度)

- 1 この法人の最初の事業年度は、この法人の設立の日から令和9年3月31日までとする。

(設立時の役員)

- 2 この法人の設立時理事、設立時監事、設立時代表理事、設立時副代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 佐々木 泰子、春名 展生、大竹 尚登、  
田中 雄二郎、中野 聡

設立時代表理事 大竹 尚登

設立時副代表理事 佐々木 泰子

設立時監事 宮井 真千子

(設立時社員の所在地、名称及び代表者)

- 3 この法人の設立時社員の所在地、名称及び代表者は、次のとおりである。

所在地 東京都文京区大塚二丁目1番1号

設立時社員 国立大学法人 お茶の水女子大学

代表者 学長 佐々木 泰子

所在地 東京都府中市朝日町三丁目11番1号

設立時社員 国立大学法人 東京外国語大学

代表者 学長 春名 展生

所在地 東京都目黒区大岡山二丁目12番1号

設立時社員 国立大学法人 東京科学大学

代表者 理事長 大竹 尚登

所在地 東京都国立市中二丁目1番地

設立時社員 国立大学法人 一橋大学

代表者 学長 中野 聡

(法令の準拠)

- 4 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令による。
- 5 この定款は、この法人成立の日から施行する。